

## 大阪府福祉のまちづくり条例の施行状況について

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 福祉のまちづくり条例 | <b>条例の概要</b>   | <b>これまでの経緯</b>   |
|            | <p>目的：すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を發揮して社会に参加できる福祉のまちづくりを進めるため、都市施設をだれもが安全かつ容易に利用することができるよう整備することで、自立支援型福祉社会の実現に資する</p> <p>構成：第一章 総則（目的、定義、責務）<br/>第二章 福祉のまちづくりに関する施策（施策の基本方針、啓発及び学習の促進等、推進体制の整備等）<br/>第三章 特別特定建築物及び建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法第14条第3項による委任事項）<br/>第四章 事前協議及び改善計画（事前協議等、改善計画等・調査、勧告及び公表等）<br/>第五章 雑則（事務処理の特例・規則への委任）</p> | <p>○平成4年10月（公布）、平成5年4月（施行） 全国に先駆けて福祉のまちづくり条例施行</p> <p>○平成15年4月 福祉のまちづくり条例 改正施行（努力義務 事前協議）<br/>（コンビニや飲食店等 対象規模の引下げ、オストメイト設備や乳幼児設備等 基準の追加）</p> <p>○平成18年4月 バリアフリー法施行（国土交通省：ハートビル法と交通バリアフリー法との統合・充実）</p> <p>○平成21年10月 福祉のまちづくり条例 改正施行<br/>（一部バリアフリー法の委任条例化に伴い、義務化。建築確認申請で審査。）</p> <p>○平成25年6月 障がい者差別解消法公布（平成28年4月施行）</p> <p>○平成26年12月 福祉のまちづくり条例改正（平成27年7月施行）</p> |

## 現時点における対応状況等

## 【条例改正済み】（平成26年12月公布、平成27年7月施行）

## ア. 共同住宅

改正前：2,000㎡以上または50戸以上 ⇒ 2,000㎡以上または20戸以上  
ただし、2,000㎡未満かつ20～49戸については、地上階にある住戸の出入口  
（地上階に住戸がない場合は地上階のエレベーター出入口）までのバリアフリー化のみ求める。）

## イ. 自動車修理工場

改正前：200㎡以上 ⇒ 不特定かつ多数の者が利用するものに限り、200㎡以上  
一般客が利用する施設のみに用途を限定する。

## ウ. 公衆便所における乳幼児向け設備

改正前：1,000㎡以上 ⇒ 1,000㎡以上（公衆便所においては50㎡）

## エ. 共同住宅および寄宿舍における介護ベッド等の基準適用条件の見直し

共同住宅または寄宿舍における共用便所に対する規定（10,000㎡以上に適用する規定に限る。  
例：介護ベッド）は一室の床面積が200㎡以上の集会室を設ける場合に限り適用する。

## 【引き続き検討する内容・条例に関連する取り組み】

## オ. 配慮事項をまとめたガイドラインの作成・当事者参画の仕組みづくり

- ガイドラインとは、条例の的確な運用に資するため、従来の「設計マニュアル」に替わるものとして条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、都市施設の設計時や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめたもの。
- 福祉のまちづくり審議会の部会委員を核に、委員関係者（障がい当事者を含む、無報酬）の積極的な参画を得て、任意の会議である「勉強会」を開催し（5/29、6/26、7/21の3回、各回20名程度参加）、ガイドライン素案に対する意見をいただいたところ。

## カ. 施設のバリアフリー情報の公表

- 新築・既存施設全てを対象に、インターネット等による施設のバリアフリー情報の提供を推進する。

## キ. 事前協議対象用途の包括的な見直し

- 建築物の基準適合努力義務から義務規定とする場合の考え方について検討する。

## ク. 障害者差別解消法及び合理的配慮の考え方と福祉のまちづくり条例との関係

## 今後の対応等

## ■条例の的確な運用に向けた取り組み

- 建築物の設計に当たり、条例に規定する基準等を解説した「条例逐条解説書」（作成：大阪府内建築行政連絡協議会）を、条例改正の内容を踏まえ改定した。（平成27年4月）。
- 特に、日常的に確認申請の審査を行なう指定確認検査機関に対しては、大阪府内建築行政連絡協議会の枠組みを活用して説明会等を開催した（7/21）。
- 府や大阪府内建築行政連絡協議会のホームページに登載し、広く府民、事業者、審査担当者や市町村等に周知啓発を図り、活用を促す。

## ■「条例ガイドライン」の作成

- 勉強会での意見を踏まえ、今後部会において案を作成。  
作成後は府ホームページに登載し、広く府民・施設管理者等に周知し、活用を促す。
- 施設のバリアフリー情報の提供に関して、府及び市町村有施設の取組と共に、民間に取組を促すべく、ガイドラインに必要性を記載する。
- 条例用途の見直しに関して、現状と府としての基本的な考え方をガイドラインに記載する。
- 障害者差別解消法の基本方針を踏まえ、今後作成される国の対応指針等について情報収集を行い、必要に応じて考え方を盛り込む。
- ※スパイラルアップの観点から、勉強会の枠組みは来年度以降も定期的に開催することとし、新たに取り組むべき課題やテーマが生じた場合には、適宜追記や見直しを図る。

## ■「条例ガイドライン」作成スケジュール（予定）

- 平成27年 9月：審議会開催（作業状況の報告）
- 平成27年10月～12月：部会で案の作成、審議会委員に報告
- 平成28年2月：パブリックコメント実施
- 平成28年3月：取りまとめ、公表